

(3) 学校体育の充実

これからの学校体育が目指す方向は、児童生徒の体力の向上を図るとともに、自ら進んで運動に親しむ能力や態度を育成し、生涯スポーツの基礎を培うことにあることから、個人差に応じた指導法の普及や小・中・高等学校における一貫した指導と学校体育施設の整備を進める必要があります。

このため、児童生徒が小・中・高等学校の各段階において、それぞれ自己の特性に応じて運動に親しみ、生涯スポーツの基礎を培うことができるよう、教職員現職教育計画に基づき、新学習指導要領の趣旨の実現を図る講習会及び学校体育実技指導者講習会等を実施し、指導者の資質の向上に努めます。

また、中・高等学校における運動部活動のより一層の活性化を図るため、民間の優れた指導者を運動部に派遣する事業の拡充や運動部指導の経験の浅い指導者を対象とした研修事業を実施するとともに、小・中・高等学校の連携を通じた指導の充実を図るため、運動部活動指導者による地域連絡会等の開催を促進します。

さらに、教科における体育や運動部活動等の充実を図るため、水泳プール未設置校の解消や中学校の柔剣道場をはじめとする学校体育施設の整備促進に努めます。

5 教育機会の拡充と学校規模の適正化

(1) 学校規模の適正化と学校・学科の適正配置の推進

【小・中学校】

本県の地理的条件から、小学校では6学級（中学校では3学級）以下の学校数が平成4年度で47.5%（中学校、18.4%）と高くなっています。一方、福島市、郡山市、会津若松市、いわき市平の郊外では、住宅地の開発が進み、学級増がみられることから、これらの地区においては児童生徒数の推移を見極めながら、過大規模校が生じることのないよう配慮する必要があります。

このため、小規模校にあっては児童生徒数の減少による学習の体験不足を補い、心豊かな人間形成を図る観点から、本校・分校の統合等を考慮した適正規模化について促進に努めます。また、近隣校との交流学习を促進し、各学校が学校行事や自然教室などを合同で行うとともに、自然や社会環境などが異なる学校間での交流や相互訪問等により、豊かな学校生活の実現と広い視野に立った教育活動の展開ができるよう指導に努めます。

次に、人口の都市集中に伴う過大規模校については、一人ひとりの児童生徒に応じた学習活動や十分な生徒理解に基づく生徒指導の充実が図れるよう、地域の実態を踏まえながら分離新設の促進に努めます。

【高等学校】

本県の高等学校への進学率は、地域により差があり、県全体では全国平均よりも低位にあることから、進学率の向上に努める必要があります。また、中学校卒業生数は、平成元年度をピークとして、漸次、減少してきていることから、今後は、国の動向等に配慮しながら適正な学校規模となるよう努める必要があります。

このため、各地域の社会的、歴史的要因等を踏まえ、地域住民の理解と協力を得るとともに、中学